

みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の自然や風土などの地域性や品種の特性を活かして生産された高品質で美味しい「みやぎ米」に係る新商品開発及びPR活動等の販売促進活動、地域や生産者と連携しながら独自に行うブランド米等の産地づくり及び販売・PR活動等を支援するため、みやぎ米販売促進活動支援事業実施要領（令和6年月日施行。以下、「実施要領」という。）に基づく事業実施計画の承認を受けた事業実施主体が行う事業に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において「みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 この補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助上限額等は、別表のとおりとする。
2 補助金の額は、対象経費から寄附金その他の収入を控除した額とし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第3 この事業の実施期間は、交付決定の日から、交付決定の日が属する年度の2月末日までとする。
2 前項の「事業の実施」には、事業の実施に要した経費の精算も含むものとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
（1）事業実施計画書（実施要領様式第1号別紙）
（2）暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
（3）納税証明書（全ての県税に未納がないこと）
（4）その他知事が必要と認める書類
4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
（1）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
（2）県税に未納がある者
5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛

て照会することができる。

(交付決定前着手)

第5 補助対象となる事業への着手(契約行為を含む。)は、原則として補助金の交付決定日以降に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、別記様式第3号による交付決定前着手届を提出しなければならない。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときには、別記様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助対象事業費の30%以内の減額の変更である場合

ロ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第5号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、交付決定に当たり、第4第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第4第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を、補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、その提出期限は、補助事業が完了もしくは廃止の承認の日から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(実施要領様式第1号別紙)

(2) 事業実施状況及び事業費の実績が分かる資料

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税

仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第10 事業実施主体は、事業に関する支出が明確になるよう証拠書類を添えて他の帳簿と区分して経理しなければならない。

- 2 事業実施主体は、事業に係る書類を整理し、前項の書類とともに、完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月15日から施行し、令和5年度予算に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月14日から施行し、令和6年度予算に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

別表（第2関係）

補助対象経費	具体的な内容	補助率	補助上限額
1 旅費	外部専門家等の招へいに要する交通費、宿泊費	1 / 2 以内かつ千円未満は切り捨てとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ米主要品種販売促進活動支援 5,000千円 ・地域ブランド米等の販売促進活動支援 500千円
2 謝金	活動協力等に伴う外部専門家や有識者などへの謝金 著名人等の受け入れに要する謝金		
3 委託費	販売促進のための広告宣伝費、イベント開催に係る催事費、市場調査費、食味試験等の試験研究費、ロゴや商品パッケージのデザイン費等、リーフレットやポスター等の印刷物等制作費、商品開発に係る外注・検査・分析費		
4 庁費	商品開発に係る資材費（自社からの仕入れ分及び生産資材を除く。）、会議費、会場費、商談会等への出展費、運搬費、役務費、借料又は損料 等		

（留意事項）

- ・固定資産等、事業期間中に費消されない資産の取得に係る費用は補助対象外とする。

別記様式第1号（第4関係）

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

令和 年度において、別添のとおりみやぎ米販売促進活動支援事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条第1項の規定により、みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 事業実施計画書（実施要領様式第1号別紙）
- 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- 納税証明書（全ての県税に未納がないこと）
- その他知事が必要と認める書類

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
 当組織

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

別記様式第3号（第5関係）

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金の交付決定前着手届

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け で申請した令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業について、交付要綱第5の規定により、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けた補助金額が、交付申請書又は交付申請予定額に達しない場合においても異議のないこと。
- 2 当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 3 事前着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わないことがあること。

別記様式第4号（第6関係）

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金変更承認申請書

番 号
令 和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定通知のあった令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

事業実施計画書（実施要領様式第1号別紙）

（注）事業実施計画書は、変更部分を2段書きし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第5号（第6関係）

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のあった令和年度みやぎ米販売促進活動支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 添付書類（中止（廃止）理由を説明する資料）

別記様式第6号（第7関係）

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金実績報告書

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定（及び令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更交付決定）の通知のあった令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業費等

総事業費	補助対象事業費	補助金額
円	円	,000円

2 添付書類

- 事業実績書（実施要領様式第1号別紙）
- 事業実施状況及び事業費の実績が分かる資料（契約書、領収書、実績報告書、発注書及び納品書等の写し、写真等）
- その他知事が必要と認める書類

3 振込先

- 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 〇〇〇〇〇〇〇
- 座名義人：〇〇〇〇〇〇〇
- 座外表記：〇〇〇〇〇〇〇

別記様式第7号（第8関係）

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定（及び令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更交付決定）通知のあった令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求額

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
円	円	円	円

2 概算払が必要な理由

3 振込先

- (1) 口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 〇〇〇〇〇〇〇〇
(2) 口座名義人：〇〇〇〇〇〇〇〇（フリガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇）

別記様式第8号（第9関係）

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ米販売促進活動支援事業費補助金の交付決定（及び令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更交付決定）通知のありましたみやぎ米販売促進活動支援事業について、同補助金交付要綱第9の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

（注）参考となる資料（消費税及び地方消費税に係る申告書の写し等）を添付すること。